

奈良地方法務局からのお知らせ

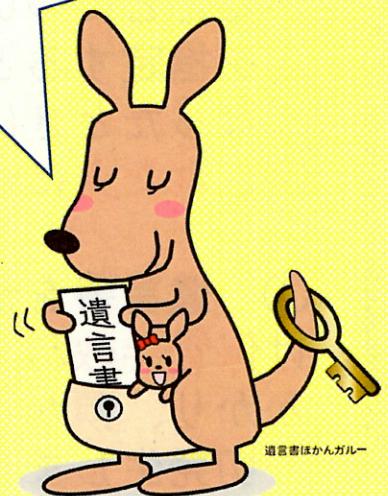
法務局に預けて安心！！

自筆証書遺言書保管制度 －あなたの想いを伝えます－

遺言をするメリット

- ① 自分の財産を渡したい人に渡せます。
- ② 相続人同士で話し合う必要がなく、相続人間のトラブルを防ぐことができます。
- ③ 相続人が決まっているので、相続手続に必要な書類が少なくなります。

遺言書の保管手数料は
3,900円だけだよ。



遺言書はかんがるー

遺言するメリットが特にある方

- ① 独身の方
- ② 子どもがいない夫婦
- ③ パートナーに財産を渡したい方
- ④ 相続人以外の方に財産を渡したい方
- ⑤ 財産を指定して各相続人に相続させたい方
- ⑥ 相続人の中に成年被後見人や行方不明者がいる方
- ⑦ 家業を特定の相続人に承継させたい方

自筆証書遺言書保管制度を利用するメリット

- ① 遺言書の原本を預かりますので、紛失、改ざん、破棄の心配がありません。
- ② 遺言書を預けた後、保管をやめたい場合、または内容を変更して預け直したい場合、**撤回**することができます。
- ③ 遺言者が亡くなったときに法務局で遺言書を預かっていることについて知らせたい人を指定すると、遺言者が亡くなったときに**法務局から指定された人に通知**をします。
- ④ 遺言書を預けるときにだけ**保管手数料が3,900円**かかり、預かった後は費用は一切発生しません。

遺言書保管申請時に必要なもの

- 自筆証書遺言書
- 申請書
- 本籍及び戸籍の筆頭者の記載のある住民票
- 本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカードなど、写真が付いている公的な証明書)
- 手数料3,900円
(収入印紙)
- 遺言書に押した印鑑
(認印可)

ご不明な点は、
奈良地方法務局
供託課までお気軽にお問合せください。



奈良県内に住所、本籍又は不動産のある方は、奈良県内にある全ての保管所（本局供託課、葛城支局、中和支局、五條支局）の中から選んで、利用することができます。

自筆証書遺言書保管制度を利用する際は予約制になりますので、事前に電話、インターネット等で予約をお願いします。

奈良地方法務局供託課 0742-23-5456